

マリン共済制度ご加入の皆さまへ

塩釜商工会議所  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による 病気入院見舞金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま及び関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、マリン共済制度は、「入院が必要であるものの医療機関の受け入れ態勢の観点から、新型コロナウイルス感染症と診断されて宿泊施設やご自宅にて療養をされた場合」も「入院」とみなし、病気入院見舞金のお支払対象としておりました。

しかし今般、政府より令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が発表されたことを受け、マリン共済につきましても、令和4年10月15日以降の病気入院見舞金のお支払いの対象を以下のとおりに変更いたします。

### 【新型コロナウイルス感染症による病気入院見舞金お支払い対象】

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与  
または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊娠されている方

今後（10月15日以降）上記届の発生の対象とならない方については、新型コロナウイルス感染症による病気入院見舞金のお支払い対象外となります。

※令和4年10月14日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、これまでどおりの対応を継続いたします。

### ○よくあるご質問

10月14日（水）に体調不良を感じ

10月15日（木）に通院して陽性となりました。この場合は給付対象になりますか？

10月15日（木）に陽性診断が出ているのでお支払いの対象にはなりません。給付の判断は体調不良を感じられた日ではなく診断日となります。

ただし、上記【お支払い対象】に該当する方は対象になります。

《本件担当》塩釜商工会議所 総務課 共済担当 鹿野・伊賀

塩釜市港町一丁目6-20 TEL022-367-5111